

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人アソカ仁寿会が開設する指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下「従業者」という。）が、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者又は要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な通所介護及び通所型サービス（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努める。
- 2 事業の運営にあたっては、利用者が要介護者等となることの予防又はその状態の軽減もしくは悪化防止に資するよう、通所介護計画書及び通所型サービス計画書、個別機能訓練計画書（以下「通所介護計画書等」という。）を作成し、そのサービス内容を実施するとともに、地域との結びつきを重視し、関係市町村保険者、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、他の介護予防サービス事業者、その他、保健・医療・福祉サービスを提供する者、地域住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 アソカ仁寿会 あそかのもり
- (2) 所在地 長崎県佐世保市松瀬町1 1 5 0 番地（特別養護老人ホームあそかのもり内）

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
- 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、運営規程を遵守されるための必要な指揮命令を行う。
- 生活相談員と共同して、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）を元に、利用者に関する情報収集、モニタリング及び評価、チームカンファレンスの実施等を行い、通所介護計画書を作成する。
- (2) 生活相談員 常時1名以上配置
- 生活相談員は、管理者監督のもと、利用者の心身の状況、及びその置かれている環境等を踏まえ、それぞれの利用者に応じた通所介護計画等の作成に必要な情報を取りまとめ、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。また、通所介護計画書等に基づき、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、できるだけ現在の日常生活を継続できるよう、利用者又はその家族に対し、相談援助等を行う。

- (3) 看護職員 常時1名以上配置

看護職員は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持及び要介護等となることの予防に質し、利用者の主治医との連携を保つ。

- (4) 介護職員 常時3名以上配置

介護職員は、利用者の通所介護計画書等に基づき、必要な日常生活上のサービスの提供に当たる。

- (5) 機能訓練指導員 常時1名以上配置

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、機能訓練計画書を作成し、その訓練の実施・評価を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 祭日を含む月曜日から土曜日。

ただし、年始は除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、特別な需要がある場合はこの限りではない。

- (3) サービス提供時間 9:30～15:40

(事業所の利用人員)

第6条 事業所の利用定員は、指定通所介護及び第1号通所事業併せて1日25人とする。

(サービス内容及び提供方法、利用料等)

第7条 通所介護等の内容は、次の通りとする。

- (1) 入浴
- (2) 排泄介助
- (3) 機能訓練又は運動器機能向上訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎
- (6) レクリエーション・余暇活動
- (7) 食事の提供
- (8) 相談・援助等の生活指導

2 通所介護等の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 事業所は、通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。

また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。

- (2) 事業所の管理者及び生活相談員・機能訓練指導員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画書等を、サービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者毎に作成する。

- (3) 前号の通所介護計画書等において、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿った通所介護計画書等を作成する。

- (4) 管理者及び生活相談員・機能訓練指導員は、通所介護計画書等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。

- (5) 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う
- (7) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (8) 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- (9) 居宅サービス計画等の作成後においても、当該通所介護計画書等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該通所介護計画書等の変更を行う。

3 通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は佐世保市長が定める基準によるものとし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣又は佐世保市長が定める基準は、事業所の見やすい場所に掲示する。)

4 事業所は、前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いまたは現物を利用者から受けるものとする。

- ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として通常の事業の実施地域を越えた地点からの実費（1 km あたり 30 円）
- ② 通所介護等に通常要する時間を超える通所介護等であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用において、通常の通所介護等に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用は、サービス費用 1 時間につき 500 円、朝食 310 円、夕食 600 円とする。（別紙 1 に記載）
- ③ 食事の提供に係る費用 535 円
- ④ 前各号に掲げるもののほか、通所介護等の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用の実費
- ⑤ バスハイク等遠方に出かける際にかかる弁当代、施設から現地までの燃料費及び現地でかかる費用の実費（介護保険外）
- ⑥ おむつ（リハビリパンツ、尿とりパッド等） 使用した物と同等の物を受けることとする。

5 事業者は、前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、佐世保市北部地域、(別紙 2) のとおりとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 9 条 利用者は、通所介護等の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 入浴する際は、バイタルチェック等の事前の身体的検査を受けてから利用する。
- (2) 機能訓練室を利用する際は、器具等の使用は無理がないようにすること。
- (3) 送迎の際は、特に乗り降りの際に細心の注意を払うこと。
- (4) 事業所内での金銭及び飲食物のやりとりを行わないこと。

(事故発生防止又は再発防止)

- 第10条 外部の研修を受けた担当者を配置、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する。
- 2 事故発生防止の為に、指針の整備を行う。
 - 3 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する為に体制の整備を行う。
 - 4 事故発生防止の為に委員会及び従業者に対する研修を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第11条 従業者は、通所介護等の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医や家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医や家族への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策・感染症対策)

- 第12条 事業者は、非常災害に関する具体的（火災、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年3回定期的に避難、救出訓練を行う。
- 2 感染症対策を強化する観点から、委員会の開催や職員への研修に加えて、感染症の予防・まん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - 3 災害へ対応においては地域との訓練が不可欠という観点から、非常災害対策を講じる。当該訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。
 - 4 業務継続に向けた計画（業務継続計画・BCP）を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じる。
 - 5 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的実施する。
 - 6 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画の内容の変更を行う。

(苦情の受付とその対応)

- 第13条 利用者又はその家族により苦情の申し出があった場合の受付から解決までは、専用窓口を設け、苦情解決責任者が誠意をもって対応に当たる。

(高齢者虐待防止)

- 第14条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施や虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 3 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 5 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者等による虐待を（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了承を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業者は、従業員の資質向上を図るための研修の機会をできるだけ設けることとする。
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれら秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人アソカ仁寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成15年12月 1日から施行する。
この規程は平成16年 1月 1日から施行する。
この規程は平成16年 2月 1日から施行する。
この規程は平成16年 4月 1日から施行する。
この規程は平成17年 3月 1日から施行する。
この規程は平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は平成17年10月 1日から施行する。
この規程は平成18年 1月 1日から施行する。
この規程は平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は平成24年 2月15日から施行する。
この規程は平成24年 5月 1日から施行する。
この規程は平成24年 7月13日から施行する。
この規程は平成24年10月10日から施行する。
この規程は平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は平成25年 6月 1日から施行する。
この規程は平成25年 9月 1日から施行する。
この規程は平成26年 1月10日から施行する。
この規程は平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は平成26年 8月 1日から施行する。
この規程は平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は平成30年 4月 1日から施行する。
この規程は平成30年 5月 1日から施行する。
この規程は平成30年 8月 1日から施行する。
この規程は平成31年 3月 1日から施行する。
この規程は平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 1年10月 1日から施行する。
この規程は令和 2年 3月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は令和 3年 8月 1日から施行する。

介護保険対象外料金表

◇早朝、延長サービス◇

提供時間	早 朝 7:30～9:30	送迎は不可
	延 長 ～19:30	送迎は自宅到着 19:30 まで可
料 金	1 時間 500 円	1 時間を超える毎に加算
	朝 食 310 円	希望時間により 提供できない場合があります。
	夕 食 600 円	
注意事項	・できるだけ早めに予約を入れて下さい。(利用可能人数は、相談に応じます。) ・送迎時間の重複がある場合は、変更をお願いする場合があります。	

◇介護保険枠外サービス◇

ひと月の利用限度回数（利用限度額）は、介護度によって決まっています。

保険枠を超えて利用を希望される方にお勧めいたします。

提供時間	9:30～15:40	通常のデイサービスと同じです。
料 金	介護保険で利用した場合の額 全額（10 割）負担です。	
注意事項	・利用可能人数は、相談に応じます。 ・早朝、延長サービスは上記料金となります。	

*利用料自己負担額については、変更される場合があります。

通常の事業の実施地域

佐世保市北部地域

大野地区

瀬戸越 1 ～ 4 丁目 瀬戸越町 松瀬町 原分町
大野町 田原町 楠木町 知見寺町 矢峰町
松原町

春日地区

桜木町 赤木町 春日町 横尾町

中里地区

中里町 上本山町 下本山町 八の久保町 岳野町
吉岡町 小川内町 皆瀬町 野中町 十文野町
白仁田町 牧の地町 踊石町 菰田町

その他の地区

柚木地区 相浦地区 世知原地区 吉井地区

※その他の地域も相談に応じます。